

# 社会教育を総合的に推進するための国・地方公共団体の体制/ 社会情勢の変化を踏まえた社会教育に関する現行法令の在り方について

令和8年1月16日（金）



文部科学省

# 地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方と推進方策について（諮問）

## \*社会情勢の変化

- 社会教育法制定から75年が経過。人口減少・少子化の深刻化・地域コミュニティの希薄化、DX化、グローバル化の進展により将来の予測が困難な時代に。  
学校・社会の複雑化・困難化した課題の解決、人生100年時代、共生社会、「こどもまんなか」社会の実現に向けた対応が必要。
- 高校や大学等の進学率の高まりや様々な学習機会の増加など、社会教育に求められる役割やニーズが変化。

## ◎第4期教育振興基本計画（令和5年6月16日閣議決定）

- 「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」、「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を総括的な基本方針とし、将来の予測困難な時代における教育の方向性を示す総合計画を作成。
- 社会教育による「学び」を通じて人々の「つながり」や「かかわり」を作り出し、協力し合える関係づくりの土壌を耕しておくことで、持続的な地域コミュニティの基盤を形成することが求められる。
- 社会教育の拠点として社会教育施設の機能強化や、社会教育主事・社会教育士等の社会教育人材の養成及び活躍促進等を通じた社会教育の充実を図る必要。

## ◎第12期中央教育審議会生涯学習分科会

- 【議論の整理～一人ひとりが主体的に学び続ける生涯学習とそれを支える社会教育の未来への展開；リカレント教育の推進と社会教育人材の養成活躍のあり方～】（令和6年6月）
- 重点的に議論した事項：社会人のリカレント教育、障害者の生涯学習、外国人の日本語学習、社会教育人材
  - 障害者や外国人などの社会的包摂の観点も含めた社会教育の提供が十分に確保されることが不可欠
  - 社会教育の裾野が広がる中、地域コミュニティの基盤を支えるために社会教育人材は重要な役割を担っており、その質的向上・量的拡大に向けた養成及び活躍促進の在り方を提示

## ◎社会教育人材部会

- 【社会教育人材の養成及び活躍促進の在り方について（最終まとめ）】（令和6年6月）
- 調査審議事項：社会教育人材の養成及び社会教育士の活躍機会の拡充に関する専門的な調査審議を行うこと



これらの方向性を土台とし、社会の変化を踏まえつつ施策の更なる深化を図るべく、社会教育の新たな在り方を見つめ直し、社会教育が果たすべき役割、担い手である人材、その活動、国・地方公共団体における推進方策等について検討が必要

## 令和6年6月25日中央教育審議会総会

# 地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方と推進方策について（諮問）

## 【主な審議事項】

### ①社会教育人材を中心とした社会教育の推進方策

（社会教育人材を中心とした目指すべき社会教育の在り方、社会教育主事・社会教育士の役割・位置付けの明確化、社会教育主事・社会教育士の養成の在り方 等）

### ②社会教育活動の推進方策

（地域と学校の連携・協働の更なる推進方策、公民館、図書館、博物館等における社会教育活動の推進方策、青少年教育施設等における青少年体験活動の推進方策、地域コミュニティに関する首長部局の施策や多様な主体が担う活動との連携・振興方策、共生社会の実現に向けた障害者・外国人等を含めた社会教育の推進方策 等）

### ③国・地方公共団体における社会教育の推進体制等の在り方

（社会教育を総合的に推進するための国・地方公共団体の体制の在り方、社会情勢の変化を踏まえた社会教育に関する現行法令の在り方 等）

第三に、国・地方公共団体における社会教育の推進体制等の在り方についてです。第一及び第二の検討事項を踏まえ、我が国全体で社会教育を推進するため、以下の事項などについて御検討をお願いします。

## ○ 社会教育を総合的に推進するための国の体制の在り方

特に、社会教育人材の養成・資質向上、地方公共団体や関係団体への情報提供・相談対応等、国において求められる役割の観点からの御検討をお願いします。

## ○ 社会教育を総合的に推進するための地方公共団体の体制の在り方

## ○ 社会情勢の変化を踏まえた社会教育に関する現行法令の在り方

## ■国・地方公共団体における社会教育の推進体制等の在り方

第一の検討事項(社会教育人材を中心とした社会教育の推進方策)及び第二の検討事項(社会教育活動の推進方策)を踏まえ、我が国全体で社会教育を推進するため、

- ・社会教育人材の養成・資質向上、地方公共団体や関係団体への情報提供・相談対応等、国において求められる役割を発揮し、社会教育を総合的に推進するため、国はどのような体制を整備すべきか。
- ・社会教育を総合的に推進するため、地方公共団体はどのような体制を整備すべきか。
- ・社会情勢の変化を踏まえ、社会教育に関する現行法令は今後どのようにあるべきか。

### 現状 課題

- ・過去の複数回の組織再編を経て、現在は文部科学省総合教育政策局地域学習推進課と国立教育政策研究所社会教育実践研究センターが、国の社会教育行政の推進を主に担っている。
- ・各自治体においては、教育委員会に配置された社会教育主事を中心に、地域の特性や住民の学習意欲等を踏まえて様々な社会教育に関する取組が行われているが、社会教育主事の配置率低下や、地域に点在する社会教育士の活躍促進など、新たな課題も存在。
- ・社会教育法は、法制定後約75年にわたり社会教育の理念と実践を支えてきたが、現代において社会教育に求められている役割やニーズに必ずしも合致しない事例も生じている。

### 論点

- ✓ 社会情勢の変化に合わせ、新たなるステージとしての、社会教育の展開を図るため、今後、国として新たに果たすべき役割や、さらに強化すべき機能とは何か。制度改正を行うべき点としてどのようなものがあるか。
- ✓ 社会教育主事や社会教育士をはじめとした地域の社会教育人材が持つ能力を十分に活用しながら、地域コミュニティの基盤を支える社会教育を実現するため、各自治体に求められる取組は何か。また、都道府県と市町村それぞれに期待される役割はどのようなもののが考えられるか。
- ✓ 社会教育法の各規定のうち、社会情勢の変化等も踏まえ、刷新すべきと考えられる点や、今後も重視していくべきと考えられる点としてどのようなものがあるか。